

社会福祉法人 ひとつの会 行動計画

「職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。」

1 計画期間 平成31年3月1日～平成36年2月29日

2 内容

〈目標1〉

年次有給休暇取得の拡大を推進し、職員の仕事と生活の調和を図る。

〈対策〉

平成31年3月1日～ 年次有給休暇の取得状況・取得率について実態や傾向を把握する。

平成31年5月1日～ 年次有給休暇の計画的な取得に向けての他企業・他法人の取組事例を紹介共有し、当法人での取組方法を施設長会議で検討する。

平成31年10月1日～ 施設長会議で検討した取組方法を実践に移す。

平成32年4月1日～ 実践結果を検証し、良い点・悪い点を挙げ改善策を実践に移す。
また、他企業・他法人の取組事例を再度紹介共有する。

平成33年4月1日～ 再度、実践結果を検証し、良い点・悪い点を挙げ改善策を実践に移す。

平成34年4月1日～ 年次有給休暇の取得状況・取得率について実態や傾向を確認する。

〈目標2〉

突出した所定外労働の削減により、雇用環境を整備する。

〈対策〉

平成31年7月1日～ 平成30年度所定外労働時間を個別にリストアップする。

また、事業所毎の月間所定外労働時間を算出する。

平成31年10月1日～ 改善を優先する事業所を選定、業務の棚卸を行う。

平成32年4月1日～ 業務内容・配置人員・業務工程を検証し、良い点・悪い点を挙げ改善策を実践に移す。

平成32年10月1日～ 労働条件及び労働環境の改善を要する事項、各種機器導入が必要な事項は協議する。

平成33年4月1日～ 効果的なスローガンを掲げ、部署毎にて可能な取組を実行する。

(定時帰宅デー・ノー残業デー・業務見直し月間など)

平成34年4月1日～ 実践結果を検証し、業務改善マニュアルを作成する。

平成35年4月1日～ 業務改善マニュアルを他事業所へ水平展開する。